

憲法宣伝原稿集（参考文例）

戦争法廃止・安倍政権NO！

各単産から演説参考文例をお寄せいただきました。
宣伝行動などにご活用ください。

建交労	自らの仕事を人間が殺し合うための道具にされることを断固として拒否します
JMIU	私たちは戦地に行くことも武器を作ることも望まない
自交総連	平和で自由で民主的な社会でなければ仕事は成り立ちません
生協労連	安倍政権を退陣させ、戦争法を廃止にする新しい政治をみんなで
民放労連	二度と戦争のためにペンやカメラをとらない
日本医労連	ふたたび戦場の血で白衣を汚さない
福祉保育労	平和こそ最大の福祉
国公労連	ふたたび戦争の奉仕者にさせない
自治労連	二度と召集令状（赤紙）は配らない
全教	教え子を再び戦場に送るな



全国労働組合総連合

（2015年10月）

【建交労】

自らの仕事を人間が殺し合うための道具にされることを断固として拒否します

みなさん、安倍政権は暴走政治を進め、憲法違反の安保法制、いわゆる「戦争法」を数の力で強行採決しました。安倍首相は今年5月に「戦争法案」を国会に提出した理由について、「国際的に安全保障をめぐる情勢が変わった。国民を守るため必要だ。」と述べていましたが、実際にはアメリカに行っておバマ大統領に法案成立を約束していました。さらに国会審議の過程で「自衛隊統合幕僚監部の内部資料」が暴露され、法案提出以前にも「夏までに戦争法成立を約束」し、法律の制定を前提とした自衛隊と米軍による共同行動が計画されていることが明らかになりました。

結局、安倍内閣が昨年7月1日に憲法を勝手に解釈して閣議決定をした「集団的自衛権の行使」を立法化し、「新日米ガイドライン」の具体化をするものであり、安倍首相が述べていた法案提出の理由は、国民をだます為のウソであることが証明されました。

しかし、6月4日に行った衆議院の憲法審査会では自民党が推薦した参考人を含めて3人の憲法学者全員が「集団的自衛権の行使(戦争法案)は憲法違反だ」と明確に批判しました。その後の衆議院での参考人質疑でも、元内閣官房副長官補や東京外語大教授、ジャーナリストの鳥越俊太郎さんなどが出席して「戦争法案」の違憲性を主張し、各種の世論調査では、国民の約8割が政府は説明不足であると回答し、6割以上の国民が今国会で「戦争法案の成立反対」であると回答していました。「若者、学生、若い父親・母親達」が自ら反対の声をあげ行動し、多数の地方議会でも「法案反対」や「慎重審議」の決議や意見書が採択され、政府に提出されました。

みなさん、「集団的自衛権の行使容認」とは、日本が他の国から攻撃もされていないのに、ときの政権が「他国で起きている紛争をみて、これは、やがて日本が危険になる」と判断した場合は、自衛隊を、地球のどこにでも派遣して日本が他国と戦争することを認めることです。

憲法第9条は、国際紛争を解決する手段として、武力による威嚇と武力の行使を永久に放棄する。国の交戦権は認めない、と決めています。この9条を、どこから見ても自衛隊が海外に出て行って戦争できるとは解釈できません。

「戦争法」は、アメリカがはじめる戦争に、世界のどこへでも自衛隊が出かけてアメリカ軍の指揮のもとで戦争行為ができるようにすることです。

歴代の自民党政権は、ベトナム戦争やイラク戦争をはじめ国際法に違反する戦争を含めてアメリカがはじめた、これまでの戦争を無条件に支持してきました。反対したことは唯一度もありません。その政権が「戦争法」発動の判断をするというのですから、これほど危険な法律はありません。

「戦争法」は、憲法違反の閣議決定と憲法違反の法律で、日本と世界の宝である「憲法9条」を壊して、日本をふたたび「戦争ができる国」にする前代未聞の悪法なのです。さらに安倍政権は、来年夏の参議院選挙後には、憲法9条を「憲法違反の戦争法」に合わせて改悪し、9条の完全消滅をねらっています。

私たちの労働組合、建交労には、建設関連や交通運輸関連の現場で働く労働者が多く加入しています。こうした仲間は、平和であつてこそ、国民生活や社会に貢献できる自分の仕事に誇りを持つことができますが、戦争になれば戦争遂行のための仕事を強要させられる産業です。私たちは、自らの仕事を人間が殺し合うための道具にされることを断固として拒否します。

みなさん、「戦争法」を廃止するために一人ひとりが声を上げ、具体的な行動に打って出て、国民の力で必ず廃止しましょう。毎月19日には、「戦争法」の廃案を求める行動が国会前や全国各地で行われます。是非ご一緒に参加しましょう。

【全日本金属情報機器労働組合（JMIU）】

私たちは戦地に行くことも武器を作ることも望まない

「戦争だけは二度とやってはいけない」。これが、国民の圧倒的な声です。アメリカをはじめ世界が戦争と紛争にあけくれているなか、戦後70年、日本は戦争で一人も殺されず、殺したこともない、世界的にもめずらしい国であり、世界の人々から、「戦争をしない、憲法9条の国」と、尊敬されてきました。

いま日本がやるべきは、「戦争のために、自衛隊を派兵する」ことではなく、戦争をさせないために憲法9条を持つ国として、積極的に平和外交をくりひろげることです。

私たちは金属機械、電気機器、情報機器関連の企業で、自動車や冷蔵庫、パソコンなど、人間の暮らしを便利にし、社会を豊かに発展させていくために日々仕事をし、ものをつくっています。自分と家族の幸せのために働いています。

人を殺すために兵器をつくりたいと思っている人はいません。自分たちがつくった船や飛行機、トラックに自衛隊員や若者を乗せて、戦地に送り出すような社会になってほしいとは思っていません。

戦争法がひとたび発動されれば、自衛隊員が真っ先に戦場に送られます。しかし狩り出されるのは自衛隊員だけではありません。2002年のイラク戦争のときには、民間大手造船の技術者が、レーダーの故障や油漏れの故障を直すために「出張」名目で派遣されました。このときの自衛隊の任務は、米軍艦船への給油活動・いわゆる「兵たん」が主でした。派遣された労働者は、自衛艦が港に停泊したところで作業をしたようです。

これからは、自衛隊が米軍と一緒に武器も使用し戦うことになります。もしそうなったら、民間労働者・技術者も艦船に乗り込んで臨戦態勢をとるということになりかねません。自衛隊が派兵された戦地に、戦闘機や戦車、通信機器などの修理・保全要員として狩り出されることにもなるでしょう。

一方、国内の金属の職場は、軍需産業化していきます。すでに戦闘機や艦船を受注するある大手企業は、戦争法の成立による受注拡大を見込んで、そのための工場再編など生産体制の強化をはかっています。

民生向けの製品よりも、艦船や戦闘機、戦車、軍用トラックなど軍需が比重を占めていくでしょう。職場の雰囲気も変わっていきます。軍需製品をつくる部署は「機密」扱いとされます。労働者は「機密保持者」として監視と規制の対象になり、自由にもものも言えなくなるでしょう。その労働者の家族も例外ではなく、秘密保護法による監視の対象とされるでしょう。

職場でも、家庭でも地域でも自由にもものが言えない社会。そうなれば、労働組合の活動も制約されます。社会全体が自由のない息苦し社会になっていきます。

私たちは、戦地に行くことも、戦争するための武器を作ることも望んでいません。自由にもものを言えない社会など望んでいません。

この戦争法だけは、絶対に廃止しなくてはなりません。「戦争をするな」「若者を戦場に送るな」の圧倒的な世論と運動をいっしょにつくっていきましょう。

【自交総連】

平和で自由で民主的な社会でなければ仕事は成り立ちません

私たちは、全国でタクシー・ハイヤー、自動車教習所、観光バスの労働者を組織している自交総連という労働組合です。

本日は、憲法を守り、戦争法を廃止するための宣伝をしています。

戦争法は、多くの国民の反対を押し切って自民党・公明党によって強行可決されましたが、できてしまったからといって決して容認できる法律ではありません。その発動を許さず、できるだけ早く廃止しなければなりません。

戦争法は、憲法に違反する法律です。時の政権が、いま一時的に国会で多数を占めているということだけで、憲法の解釈を変え、憲法違反の法律を通すということは、政府は憲法に基づく政治をしなければならないという立憲主義に反する行為です。戦争法のどこが憲法に違反しているのでしょうか——戦争法は、日本が集団的自衛権を行使することを容認して、他国と一緒に戦争に参加するための法律です。この集団的自衛権の行使が憲法違反なのです。

憲法9条には、「戦争と、武力による威嚇又は武力の行使を放棄する」「戦力は保持しない」「国の交戦権は認めない」と書いてあります。悲惨な戦争を反省して、固い決意で決められたことです。

そうは言っても、外国の軍隊が攻めてきたらどうするのか、ということで、自国を守る必要最小限の実力部隊として自衛隊があるというのが、これまでの政府の憲法解釈でした。あくまで自分の国を守るためのだけの部隊です。その自衛隊を、日本が攻撃されていないのに、よその国が攻撃されたときに、その応援で海外に派遣して一緒に戦争に参加させようというのが集団的自衛権です。

このよその国というのは同盟国、すなわちアメリカのことです。つまり、アメリカ軍が世界中どこでも戦争状態になったら、それに自衛隊が参加するというのが集団的自衛権の行使であって、今回の戦争法の中味なのです。武力の行使も交戦権も認めない憲法に違反することは明らかではないですか。

私たち労働者は、どんな仕事に従事していても、世の中が、平和で自由で民主的な社会でなければ、安心して働くことができません。かつての戦争中は、タクシーはガソリンの配給が制限されて、自由に動かすこともできず、会社は統合されて、ほとんど営業自体もできなくなりました。国民が自由で豊かな生活をできなければ、私たちの仕事も成り立ちません。

戦争をせずに平和で豊かな国になろうという理想を掲げた憲法の解釈を変えて、戦争に参加できる国になろうという企てには、絶対に反対です。

みなさん、一緒に「憲法違反の戦争法は廃止」の声をあげましょう。

戦争をしないという、世界に誇るべき日本の憲法を守りましょう。

そのために、私たち国民の声を反映する政府ができるようにしようではありませんか。ぜひ、よろしくお願ひします。

【生協労連】

安倍政権を退陣させ、戦争法を廃止にする新しい政治をみんなで

■みなさん、こんにちは。わたしたちは全国の生協、コープで働くなかまの労働組合、生協労連です。

9月19日に、95日も国会を延長し、安倍内閣は、憲法違反の安保関連法＝戦争法を、国民多数の反対の声を無視して、国会で強行に可決・成立させました。

これは、日本国憲法の平和主義・立憲主義・民主主義を破壊する暴挙です。絶対に許すことはできません。

この場をお借りしまして、「安保関連法・戦争法を廃止し、憲法9条を守ろう」という訴えをさせていただきます。ポケットティッシュをお受け取りください、足をとめて、署名にご協力ください。戦争法廃止、憲法を守りいかそうと、一緒に声をあげましょう。

■さて、わたしたちがはたらくコープ、生協は戦前からの長い歴史をもちます。

戦前には、こうべの賀川豊彦さんをはじめ多くの消費者組合が結成されていましたが、日本が戦争への道を突き進んでいくなかで政府の政策により、ほとんどが事実上解散させられたり、事業停止状態に追い込まれました。

そして、長い戦争がおわり、戦後の焼け野原の中でせめて食料品を確保しようと、全国津々浦々で消費者生協が誕生しました。こうした歴史をふまえ、日本生協連は1951年の結成大会で「平和とよりよい暮らしのために」というスローガンを確認し、以降、日本の生協のスローガンになりました。

■今回の戦争法案には、98の全国のコープや生協県連が廃案を求める意見書や、集団的自衛権の行使容認を含む戦争法案に関する特別決議や声明をあげています。強行成立・可決したあとも、ユーコープ理事会やいわて生協理事会などが反対の表明をしています。全国の大学生協の連合会組織である、全国大学生協連も、7月11日の全国理事会において、「安全保障関連法案」の撤回・廃案を求める特別決議をあげました。

■そうした歴史をふまえ、私たちは生協で働く労働者として、2度と戦争をおこしてはならない。その思いで、あらゆる手段をつくし、戦争法を廃止させていきます。

みなさん、戦争法廃止、憲法九条守れの声をあげ、安倍政権を退陣させ、戦争法を廃止にする新しい政治を、みんなで作っていきましょう。

【民放労連】

二度と戦争のためにペンやカメラをとらない

－報道機関は権力を監視し、国民の真実を知る権利に応えることが本来の役割－

安倍内閣の暴走が続いています。一昨年末の秘密保護法の強行成立から今年9月の戦争法制の採決強行へと、私たち国民が戦争の悲惨な体験を二度と繰り返さないために、営々と守り続けてきた平和主義、民主主義を、安倍政権は一内閣の恣意的な独断で、日本がいつでも、どこでも、「戦争ができる国」へと根底から変質させようとしています。

国家が戦争に突入しようとするとき、戦争に反対したりブレーキをかけたりするような表現・報道の自由を保障してくれる「寛容」な国家は存在しません。後にでっち上げであることが判明した「大量破壊兵器の存在」を理由に、アメリカがイラク戦争を始めたとき、疑問の声を上げたニュースキャスターはバッシングの嵐を受けて辞任に追い込まれました。

日本でも過去のアジア・太平洋戦争では、マスコミ報道は戦争推進、戦争協力一色となり、「大本営発表」をそのまま垂れ流して、国民には真実をまったく伝えませんでした。

戦後のマスコミの労働組合は、この恥ずべき記憶を深く胸にとどめ、「二度と戦争のためにペンやカメラをとらない」ことを原点にして出発しました。私たち民放労連も、機会あるごとにそのことを強調し、戦争につながりかねない動きには常に反対の声を続けてきたのです。

ところが最近「報道の自由」を規制しようとする動きが日増しに強まっています。

2006年には武力攻撃事態法などのいわゆる「有事法制」によって、放送局は「指定公共機関」とされ、政府の指示する「警報」などをそのまま放送することが義務付けられました。一昨年成立の秘密保護法では、「秘密」を洩らしたとされる公務員だけでなく、「秘密」にアプローチした記者にも罰則が科せられることになっています。

安倍政権の成立後はまさに言いたい放題。昨年末の総選挙前には自民党は在京キイ各局に「公平中立」な放送を求める文書を送りつけました。今年4月には個別の番組内容をめぐって、高圧的にテレビ朝日などの放送局幹部を党本部に呼びつけ「事情聴取」をおこないました。政権与党が報道機関にこうした圧力をかけることは「政権批判は許さないぞ」というメッセージを伝える狙いであることは誰が見ても明白で、憲法の保障する表現の自由を脅かす行為にほかなりません。

憲法とは、国家権力の暴走を許さず、国民の権利を守ることが本来の目的です。放送局などの報道機関は権力を監視し、国民の真実を知る権利に応えることが本来の役割です。放送局はこの役割を放棄し、憲法の本来の目的を危うくするような行為に手を貸すようなことが絶対にあってはなりません、唯々諾々と政権党の呼び出しに応じるのではなく、毅然とした態度で介入をはねつけ、報道の自由、放送の自由を守る覚悟を示す必要があります。

「戦争の最初の犠牲者は真実である」という有名な言葉があります。「真実」を戦争の犠牲にすることを許すことは、ジャーナリズムの「死」にほかなりません。放送局などの報道機関は戦争法制の危険を正確に国民に知らせ、違憲立法を廃止に追い込む役割を果たすべきです。民放労連は報道の自由を守り抜くために奮闘していく決意です。

【日本医労連】

ふたたび戦場の血で白衣を汚さない

安倍政権は9月に、安保法制、いわゆる戦争法を強行しました。戦争法に対しては、多くの憲法学者が「憲法違反」と断じて、6割の国民が「反対」、8割の国民が「説明不足」と指摘してきました。国会では、法案説明で繰り返してきた、日本国民が乗船するアメリカ艦船の護衛も、ホルムズ海峡での機雷除去もでっち上げで、法律をつくる根拠さえ失うもとので、野党議員の質問にまともに応えないなど、議会を軽視する暴挙を繰り返してきました。憲法や国民の声、議会も踏みにじる暴挙に、強く抗議するものです。

医療や介護で働くものは、国民・地域の皆さんが豊かに暮らすために、いのちと健康を守る仕事、生活を支援する仕事をしています。しかし、いったん戦争が始まれば、健康で豊かに暮らすことは蔑ろにされ、とりわけ医療労働者は、戦地に駆り出されることとなります。すでに内閣官房の「国民保護法サイト」には、武力攻撃事態を想定して、医療機関への協力義務などが盛り込まれています。戦争法が成立させられ、ふたたび戦争に巻き込まれて、戦争協力を迫られる強い危機感を感じています。

医療で働くものは、先の戦争でも5万人を超える従軍看護婦が戦地にいき、多くの犠牲を出しました。安倍首相のいう後方支援の現場、戦地ではないはずの兵站の場で、兵隊の看護や衛生の仕事に従事して、多くの犠牲を出してきました。

また戦地では、健康で暮らすための医療ではなく、傷を負った者をふたたび戦場に送り出したり、戦場で負傷して動けないものを自決させるような、生き続けたい人を死に追いやる医療が求められます。そのうえ、自衛隊法103条でも、戦争が始まれば自衛隊は、病院・診療所を管理下において、医療従事者に業務命令を行ない、物資も収用収容できることになっています。医師・看護師が徴用され、物資が収用されれば、日常の医療は困難になり、病気とたたかう患者さんや障がいをもつ方々、介護を必要とする人々は、厳しく苦しい状況を強いられます。

医療や介護で働く仲間は、戦争で経験した塗炭の苦しみを二度と繰り返さないために、「ふたたび戦場の血で白衣を汚さない」ことをスローガンに掲げて、戦争法の廃止、「戦争する国」反対を訴えています。

すでに、消費税は増税しても医療や社会保障は切り捨て、オスプレイを3600億円かけて買う一方で、社会保障費を3900億円削減する政治が行われています。いかなる理由があっても、安倍政権に「戦争する国」をつくるらせるわけには行きません。戦争法の廃止、集団的自衛権を認める閣議決定の撤回、軍備の増強ではなく医療・社会保障の充実を、ご一緒に求めていきましょう。

【福祉保育労】

平和こそ最大の福祉

みなさん

「子どもたちがすくすくと育つことのできる社会」

「障害があってもいきいきと働き、くらせる社会」

「歳をとっても尊厳をもって生きられる社会」

そんな社会をつくっていくことは、私たち国民みんなの一致する願いではないでしょうか。

その願いを実現するためには、憲法の理念である平和主義・基本的人権・民主主義を守らなくてはなりません。憲法25条が保障している権利としての社会保障・社会福祉は、平和であってこそ実現することができます。福祉保育労が掲げてきた「平和こそ最大の福祉」という言葉は、憲法の理念を社会福祉に生かすものなのです。

私たち福祉労働者の先輩は、戦後の焼け野原のなかですべてを失った子ども・障害者・高齢者の命を守るために、地域の住民のみなさんと力を合わせて、生活を支えることに手を尽くしました。その後、福祉職場で働く仲間の労働者としての権利と、福祉を必要とする人の生きる権利を守るために労働組合をつくり、国や自治体に向けて福祉制度を拡充することを求めてきました。

私たちは、日々の仕事をとおして、人の命と尊厳を守ることの大切さを学んできました。子どもたちの輝く笑顔と成長する姿に喜びを感じている私たちは、どの子も殺し殺されることがない世界を望んでいます。障害をかかえながらも懸命に持っている力を発揮している姿に限りない可能性を見ている私たちは、戦争によって新たな障害者が生み出されることを許しません。歳を重ねても懸命に生きる姿に元気をもたらしている私たちは、戦争体験を語ってくれた人々の「二度と繰り返してはいけない」という思いを未来につなげようと決意しています。

みなさん

戦争法は、自公政権とそれに取り込まれた野党によって、数の力で強行採決・成立させられました。しかし、私たちは戦争法に反対するこの間の運動をとおして、自らが声をあげ行動することで変化をつくりだせることを学びました。だから、「国民一人ひとりが政治を動かす主体者なのだ」と気づいた今、私たちはあきらめるところか、戦争法廃止をめざすたたかいへの熱い思いをさらに強めています。

「民主主義と立憲主義を踏みにじる法律を作った人たちを、後悔させるたたかい」

「平和に生きる国民の権利を奪うことに鈍感な人たちに、命の尊さを気づかせるたたかい」

私たちの手に憲法と民主主義を取り戻すたたかいは、これからはじまるのです。

安倍首相は、「紛争を未然に防ぐ抑止力を高める」ことが戦争法の目的のひとつだと言っていますが、とんでもありません。安倍首相がごまかし続けて真実を語らないのなら、私たち一人ひとりが戦争法の中身を学んで、その危険性を自分の言葉にして語っていきましょう。職場・地域の人々とつながり、「戦争法を廃止せよ」という声を大きく上げ、具体的な行動に立ち上がりましょう。

今こそ、私たちが本当の意味での主権者であることを自覚して、行動の一つひとつを積み重ねることで、戦争法を廃止させ、憲法を守り職場や地域に活かしていく運動をご一緒に進めていきましょう。

【国公労連】

ふたたび戦争の奉仕者にさせない

ご通行中のみなさん、わたしたちは国の行政機関などで働く労働者でつくる労働組合、日本国家公務員労働組合連合会・国公労連です。憲法違反の戦争法は、憲法遵守義務を負う国家公務員労働者として絶対に廃止しなければなりません。

私たち国家公務員は、戦前は天皇の官吏、天皇の使用人として戦争をするために働いていました。戦後、日本国憲法第15条で、国家公務員は一部の奉仕者ではなしに、国民全体の奉仕者として働くことが定められました。私たちは、再び戦争の奉仕者にはなりたくはありません。

戦前の国の仕事を紹介します。

労働行政は、1944年7月に国民徴用令ができ、最初に発動されたのは、850人も国民を中国大陸の陸軍関係建設作業に徴用することでした。労務統制では、女性も工場作業のみならず炭鉱労働にまで動員し、学徒勤労令では中学生以上の学生を工場などに徴用しました。

年金制度は、1941年に労働者年金保険法が制定されましたが、これは、戦費を調達するために保険料を強制的にとりたてるもので、この年の12月8日に太平洋戦争に突入しました。全面的な侵略戦争と結びついて、「年金制度」は生まれたのです。

戦時中は、天気予報もいっさい軍事機密として公表されませんでした。1939年制定の「軍用資源秘密保護法」は、軍事上秘密を要する気象に関する重要な事項、気象だけでなく、台風の進路や地震、津波の被害までも罰則付きで漏洩を禁止しました。そのため、1944年12月の南海地震、1945年1月の三河地震で学童疎開の子どもたちが犠牲になりましたが、親にも知らせずに秘密にされました。3年8ヶ月もの間、天気予報は公表されなかったために災害で多くの犠牲者が出ました。

裁判所も戦前は、国民のためのものではなく、天皇のための裁判所でした。戦前は司法権は天皇に属し、裁判所は「天皇の裁判」を行うための機関でした。「天皇の裁判」では、治安維持法違反が典型的な例ですが、天皇制国家に反対する者や戦争に反対する者を犯罪者として処罰する役割を担いました。しかも、行政に関する事項は行政裁判所が、軍事に関する事項は軍に設置された軍法会議などの特別裁判所が扱うために、司法裁判所には実質的な権限はありませんでした。

地図をつくる現場も軍事優先でした。国土地理院の前身は軍の参謀本部陸地測量部で、道路に軍事車両が通れるかどうかという地図記号が使われるなど、地図作りも軍事的な性格を持っていました。太平洋戦争中に作成された地形図では軍事関連施設は空白にされ、軍事上重要な要塞地帯や周辺の地形図を「秘密図」として一般利用を制限しました。一般に発行された地図でも軍事上重要な施設を畑に書き換えるなどの「改描」（かいびょう。偽って表現すること）をしたり、地図の一部を空白・削除して発行されました。

戦争になれば、再び同じようなことが行われます。私たち国家公務員労働者は、国民の基本的人権を守るのが仕事です。二度と戦争に加担して国民の人権を侵すようなことはしたくはありません。憲法を尊重し擁護する義務を負う国家公務員でつくる国公労連は、戦争法を廃止するため奮闘します。みなさんも一緒に戦争法を廃止する運動にご協力下さい。

【自治労連】

二度と召集令状（赤紙）は配らない

住民のいのちとくらしを守る職務を全うするには、戦争法を廃止し、憲法を守り活かすことが必要

地方自治体は、憲法で国民に保障された基本的人権を地域で具体化すること、つまり様々な施策を通じて住民の皆さんのいのちとくらしを守ることを最大の目的としています。そして自治体労働者も、そのために懸命に働いています。自治労連が「住民の皆さんの繁栄なくして自治体労働者の幸せはない」とのスローガンを掲げているゆえんでもあります。

戦争法制や憲法改悪はこうした自治体の役割を 180 度変えてしまいます。

第 1 に、有事となれば、自治体の管理する港湾・空港の使用は軍事優先となり、公立病院でも傷病兵の受け入れが優先されて一般の患者は後回しにされかねません。

また日本が集団的自衛権を行使し自衛隊が出撃する事態となれば、日本はテロも含めて反撃を受ける危険が飛躍的に高まります。こうした事態で自治体は、公用令書を発行して、住民の土地・家屋の使用、物資の収容、医療・土木従事者や運転手の徴用などをおこなうとされています。

アメリカの戦争遂行を支援するために、自治体の本来の目的である住民の皆さんのいのちとくらしを守ることと真逆のこと——住民のみなさんの平穏な生活や当然の権利を制限し、さらに戦争遂行に住民のみなさんを動員することになってしまうのです。

戦争法の下で自治体労働者は、戦争の被害者であるとともに、戦争を推進する加害者にもなってしまうのです。

実際にも戦前、公務員は国民を管理し、「召集令状(赤紙)の交付」など兵隊を集めたり、軍需産業へ労働者を動員するなど、戦争を推進し、日本国民そして諸外国の人々のいのちとくらし・人生を破壊する役割を果たしてしまいました。

こうした痛苦の歴史を深く反省し、戦後、私たちは「二度と召集令状(赤紙)は配らない」とのスローガンを掲げ、自民党政権が進める「戦争する国づくり」に反対してきたのです。

第 2 に、戦争法が成立したもとの、政府はいつそう軍事拡大路線をすすめようとしています。「抑止力」で平和を維持しようとするれば相手国の軍備を上回る軍備が必要となり、際限のない軍拡競争に陥るからです。軍事費がどんどん増やされ、社会保障費が削減されるもとの、住民生活を支える行政はさらに縮小させられていきかねません。

第 3 に（とりわけ）、安倍政権は憲法改悪を狙い、憲法改正草案(2012年)を発表していますが、そこでは、9 条改悪などとならんで、福祉国家の理念をかなぐり捨てようとしています。

自己責任や家族による助け合いを強調して社会保障における国の責任・ナショナルミニマムを放棄し、地方自治体の経費は、原則自主的財源のみで賄うべきとされています。これらの規定がもたらすものは、福祉施策の切り捨てと住民負担の増加であり、自治体間格差の拡大です。

憲法を守り活かし、戦争法を廃止させ、外交で平和をつくとともに、軍事費を削り、社会保障費などを拡充することが、住民の皆さんが不安なく生活し続けられる地域・社会をつくること、自治体行政の充実に不可欠です。

【全教】

教え子を再び戦場に送るな

戦後、日本の教職員は、戦前の教育が先の侵略戦争に子どもたちをかりたてた痛苦の反省から、「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンを確立し、大切にしてきました。戦後 70 年、平和を願う国民の粘り強い運動と憲法 9 条の力によって、自衛隊が海外で人を殺すことも、殺されることもありませんでした。「戦争法」の発動は、日本の国民が 70 年守り続けてきた平和を投げ捨て、「戦争する国」に国のあり方を変えてしまうことにつながります。私たち教職員は、子どもたちの未来を閉ざす「戦争法」を絶対に認めることはできません。

学校現場は超多忙・超過密労働になっています。多忙な学校現場であるからこそ、教職員一人ひとりの対話をすすめ、子どもたちを守りたい、憲法を守りたいという思いを集め、職場から世論をつくりあげることが重要であると考え、私たちは「全国教職員投票」にとりくみました。これは、単に「戦争法案」への賛否を問うのではなく、全国の教職員に現在の情勢と「戦争法案」の中身を伝え、目の前の子どもたちのために『戦争する国』ではなく、憲法 9 条をいかし『平和を広げる国』を子どもたちに手渡したい」との意思表示をしてもらったりくみでした。賛同いただける方には、○をつけて意思表示してもらい、可能な方には、一言欄への記入もお願いしました。

『戦争しない国』を世界に向けて発信できる憲法 9 条は、日本の誇りです。そう思いながらこの職につきました「戦争に 1 歩近づいている感じがします。なぜ 70 年平和を守ってきたことを誇りにしないのでしょうか。この国が世界に胸を張って『平和な国』と言える（70 年は戦争でつらい思いをした人々が作り上げてきた）ことは何よりも大切なことだと思います」「高卒後の進路選択で自衛隊を選ぶ生徒を目の前にして『教え子を再び戦場に送』ってしまう日本には絶対にしたくない」「戦地に教え子を送り出すために教育しているのではない。平和は対話によって築かれるものであり、武力による力の均衡や報復合戦によって生じる力の差によってつくられるものではないと思う」など、教職員一人ひとりの切実な声が一枚一枚に綴られていました。

6 月から 3 か月間で、全国 37 都道府県の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、障害児学校 3754 職場から 5 万 1 5 1 3 枚の投票があり、そのうち賛同数 5 万 7 4 6 枚となりました。この「全国教職員投票」のとりくみを通して、管理職が率先して投票した職場、全教以外の組織の教職員も積極的に参加し、投票を促してくれた職場、組合員の 3 倍を超える投票があった職場など、様々な立場や考え方の違いはあっても、「戦争する国」を子どもたちに手渡すわけにはいかないとの教職員の意思が示されました。そして、「戦争法案」の議論が国会で進む中、その審議内容とかみ合わせた意見が多数寄せられるようになり、教職員の中に、「戦争法案」が憲法違反であることへの理解がどんどん進んできたことがわかるものでした。

安倍政権は、憲法改悪と一体に、教育を子どもたちの成長・発達を保障するものから政権の国家戦略にそった人材育成をめざすものにしようとして安倍「教育再生」をすすめています。それは、憲法や子どもの権利条約に反し、権利としての教育を否定するもので、「愛国心」や「自己責任」を押しつけるとともに、「競争と管理」「選択と集中」によって、学校現場への統制を強化するものです。今こそ「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンのもと、憲法改悪を許さず、憲法を守り、学校、教育、社会にいかす国民的な運動が求められています。「戦争法案」廃案をめざすたたかひの成果と教訓をふまえ、憲法を中心にすえた国民が主人公の政治の実現を追求し、教育を国民の手でつくりあげるとりくみをすすめましょう。